

大気環境モニタリング体制の検討の背景・必要性

大気汚染の状況は、昭和40年代に激甚な被害をもたらした二酸化いおう、一酸化炭素については、規制の導入・強化により沈静化している一方、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、依然として改善に至っていない。また、浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物については、昨年ようやく規制の導入が決定されたばかりである。さらに、ベンゼンなど継続して摂取して健康被害が生じる有害大気汚染物質や、非意図的に排出されるダイオキシンなど、近年新たに問題が顕在化しているものもある。

大気汚染のモニタリング（常時監視）は、大気汚染防止法に基づき、地方公共団体において、昭和40年代から継続的に実施されているが、上記のような大気汚染の状況に柔軟に対応してきたか検討課題となっている。現状を把握したうえで、必要な合理化・効率化を図るべき時期に来ていると考えられる。

また、昨年政府内で議論された三位一体補助金改革の結果、平成17年度より、大気環境モニタリングに係る補助制度が廃止され、本事業の原資について地方公共団体に税源移譲されることとなった。今後は、地方公共団体の財源のみによってモニタリングがなされることとなるが、今後とも大気汚染防止法に基づく法的裏付けのある事業としての性格に変更があるものではない。

昨年11月26日政府・与党合意「三位一体の改革について」においても、「補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方公共団体の裁量を活かしながら確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。」こととされている。特に大気環境モニタリングについては、国からの法定受託事務であるので、国においても一定の責任を負う必要がある。

以上のような状況を受け、当面は、測定局の配置について、国として最低限の基準（ナショナル・ミニマム）を速やかに策定する必要があると考えられる。

